

令和元年 台風19号被害に係わる 労働法制の特例追加情報 ③

## 休業中の方が「ボランティア」をした場合の失業給付の措置

■令和元年台風19号による「雇用保険の特例措置」に該当し休業中の方がボランティアをした場合の取扱い

### 【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合であれば、失業給付の基本手当が受給できる。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

### 【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されない。

「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおり。

#### ①1日1, 306円までの場合

1日1, 306円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できる。

#### ②1日1, 307円以上の場合

ボランティアの謝礼 - 1, 306円 …… A

- a)  $A + \text{基本手当日額} \leq \text{賃金日額の} 80\%$  …… 基本手当は全額受給可能
- b)  $A + \text{基本手当日額} > \text{賃金日額の} 80\%$  …… 超える額のみだけ基本手当は減額
- c)  $A \geq \text{賃金日額の} 80\%$  …… 基本手当は受給不可

※「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証に記載。

(注意) 上記1日当たりの額は令和元年8月現在です。毎年8月に変更される場合があるので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

## 雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金

### ①事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含む）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置がある。

○雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象

- a. 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方は、実際に離職していなくても基本手当を受給できる

(前ページより続く)

- b. 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方は、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できる

○災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないとき、お近くのハローワークで手続きが可能。

(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできる。ハローワークにご相談してください。)

**※制度利用に当たっての留意事項**

本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方は、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されないの、制度利用にあたっては、ご留意すること。

**②令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合**

令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができる。(※令和元年台風第19号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能。)

**※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当**

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能による事業活動の阻害

**【本文書のお問い合わせ】**

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細は労働局確認が必要となりますので、**連合福島 (024-522-0500)** まで連絡をお願いします。